

## 北海道広域火葬実施要領

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、道、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。

#### 2 基本方針

道、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本要領に基づき広域火葬を実施するものとする。

#### 3 定義

この要領において、「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、当該市町村外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

### 第 2 平常時における対応

#### 1 火葬場及び連絡担当部局の把握

道は、次の事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。

- (1) 火葬場の名称、連絡先、火葬炉数等の必要な情報
- (2) 市町村の広域火葬に係る連絡担当部局名、連絡先等の必要な情報

#### 2 広域火葬等実施組織の整備

市町村及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱い体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

#### 3 資機材等の確保

市町村は、必要に応じて遺体安置所の確保、棺及び遺体保存剤（ドライアイス）の確保、作業要員、火葬場までの搬送手段、搬送経路の確保方法及びその他必要な事項について、措置を講じておくものとする。

#### 4 情報伝達手順等の整備

道は、市町村及び火葬場設置者の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

#### 5 訓練

道は、必要に応じて、市町村及び火葬場設置者等と連携し、災害発生を想定した広域火葬の訓練を行うものとする。

### 第 3 災害発生時の対応

#### 1 即応体制

道は、広域火葬が必要であると判断した場合は、保健福祉部健康安全局食品衛生課において火葬に係る情報収集及び連絡調整を行うものとする。

なお、食品衛生課と市町村及び火葬場設置者との連絡調整等は、各保健所（道立及

び保健所設置市保健所) を通じて行うことを基本とする。

## 2 被災状況の把握

- (1) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、別紙様式 1 により道に報告するものとする。
- (2) 道は、被災市町村からの報告により被害状況を把握し、厚生労働省に報告するものとする。

## 3 広域火葬の応援・協力

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、別紙様式 2 により速やかに道に広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 道は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき広域火葬の実施を決定し、別紙様式 3 により周辺等の市町村に広域火葬の応援を依頼するとともに厚生労働省に報告するものとする。

なお、道は、さらに広域的に火葬を実施する必要があると判断した場合は、別紙様式 4 により厚生労働省に協力を依頼するものとする。

- (3) 道から広域火葬の協力依頼を受けた市町村は、管内の火葬場設置者と連絡調整を行い、可能な協力内容を別紙様式 5 により道に報告するものとする。

## 4 火葬場の調整

- (1) 道は、市町村からの回答を踏まえ、火葬場の割り振りを行い、これを別紙様式 6 により被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場のある市町村に対し、別紙様式 7 により依頼の通知を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、道の割り振りに基づき、応援を承諾した火葬場のある市町村と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、災害等により火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、遺体を割り振りされた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

## 5 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 被災市町村は、火葬場の職員が被災したために火葬場を稼働できない場合は、別紙様式 8 により道に対し火葬要員の派遣を要請するものとする。

なお、火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっては同様とする。

- (2) 道は、被災市町村からの要請に基づき、別紙様式 3 により周辺等の市町村に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

また、道は、燃料又は資機材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

## 6 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置場所を確保するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体安置場所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に

搬送を行うものとする。

(3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、別紙様式 9 により道にそれらの手配を要請するものとする。

(4) 道は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材及び遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

#### 7 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に行うために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

#### 8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。

#### 9 火葬状況の報告

広域火葬に協力した市町村は、広域火葬の実施実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、別紙様式 10 により道に日報として報告するものとする。

道は、道内の日報を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

#### 10 火葬許可の特例的取扱い

(1) 被災市町村は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた特例的な取扱いについて道に協議するものとする。

(2) 協議を受けた道は、直ちに厚生労働省に承認を求め、その結果を被災市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

#### 11 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

#### 附則

この要領は、平成 28 年 1 月 27 日から適用する。